

取引所外売買業務の見直しに伴う「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正について（案）

平成 26 年 5 月 27 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

今般、本協会及び本協会の会員（以下「会員」という。）が行う上場株券等の取引所外売買業務の見直しのために、「金融商品取引業協会等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 53 号）の一部が改正される予定である。

これを受け、本協会では、投資者に対する取引所外売買に関する情報提供の水準を維持しつつ、当該見直しに伴う所要の整備を図るため、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

1. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」（以下「規則」という。）の一部改正について

（1） 認可会員による取引所外売買に係る申込み及び売買の報告

① 認可会員が認可業務により申込みを行った場合又は売買を成立させた場合における本協会への報告期限を、申込みを行った日又は売買が成立した日の翌営業日の午前 8 時 30 分までとする。

（規則第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項）

② 上記①の報告の内容のうち申込みに係る価格及び数量は、当該申込みを行った日における最良買い気配及び最良売り気配並びにこれらに係る数量とする。

（規則第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号）

（2） 会員からの報告に基づく本協会による公表等

① 本協会は、認可会員から上記（1）の報告を受けた場合には、同（1）②に掲げる事項その他本協会が必要と認める事項を、遅滞なく認可会員に通知することとする。

（規則第 14 条第 1 項・第 2 項）

② 本協会は、認可会員を含む会員からの報告に基づき、銘柄別の申込みに係る価格及び数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表することとする。

（規則第 9 条第 3 項及び第 14 条第 3 項）

（3） 認可業務による取引所外売買に係る売買価格等の閲覧

① 認可会員は、認可業務により申込みを行った場合又は売買を成立させた場合には、細

則で定める方法により、申込み後又は売買成立後5分以内に、申込みに係る価格又は売買価格その他本協会が定める事項を閲覧することができる状態に置かなければならないこととする。

(規則第17条の2第1項及び第17条の3第1項)

② 認可会員は、上記①の状態に置いた申込みに係る価格等について、正確かつ最新の内容に保たなければならないこととする。

(規則第17条の2第2項及び第17条の3第2項)

③ 認可会員は、申込みに係る価格等について、他の認可会員との間での比較が可能な形で、上記①及び②の措置をとることとする。

(規則第17条の2第3項及び第17条の3第2項)

(4) その他

① 「報告公表システム」及び「PTSシステム」の用語について、「報告公表システム」に整理統合することとする。

(規則第2条第4号及び改正前の第2条第7号)

② 当分の間、徴収しないものとされているPTSシステム負担金について、2. ③の負担金に改めることとする。

(改正前の規則第16条及び平成19年9月18日改正付則第2項)

③ その他所要の整備を行う。

2. 「「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」に関する細則」(以下「細則」という。)の一部改正について

① 本協会は、上記1. (2)②により日々取りまとめ、公表する一日の申込みに係る価格及び数量等に係る情報については、申込みが行われた日の翌営業日の午前8時30分までに報告が行われたものを、当該翌営業日の午前11時00分までに、公表することとする。また、日々取りまとめ、公表する一日の売買価格及び売買数量等に係る情報についても、同様とする。

(細則第5条第2項及び第3項)

② 上記1. (3)①の細則で定める方法は、報告公表システムのウェブサイトを利用する方法とする。

(細則第7条第1項)

③ 認可会員は、上記1. (3)の措置に関し、上記②の報告公表システムのウェブサイトを利用することについて、本協会に対し、負担金を支払わなければならないこととする。ただし、当該負担金は、当分の間、徴収しないものとする。

(細則第7条第3項及び改正付則第2項)

④ その他所要の整備を行う。

3. 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に係る通知に関するガイドライン」の一部改正について

○ 上記1.(4)①の改正に伴う所要の整備を行う。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日(※)から施行する。

※ 現行の報告公表システムの再構築(平成28年7月末を目標)と同時期に実施する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成26年5月27日(火)から平成26年6月27日(金)12:00まで(必着)

② 提出方法：郵送又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則等の一部改正に関する意見」とし、次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)

③ 法人名又は所属団体名(法人又は団体に所属されている場合)

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

(注) 平成26年5月27日に金融庁から公表された金融商品取引業協会等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案の内容が、同内閣府令の公布に際して変更される場合には、当該変更にあわせて、規則改正案の内容を修正することがあります。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制本部エクイティ市場部(市場監理担当)(Tel:03-3667-8481)

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 26 年 5 月 27 日

（下線部分改正）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～3 （ 現行どおり ）</p> <p>4 報告公表システム</p> <p><u>取引所外売買の報告及び当該取引所外売買に係る売買価格等の公表等を行うための本協会が管理運営するシステムをいう。</u></p> <p>5・6 （ 現行どおり ）</p> <p>（ 削 る ）</p> <p><u>7</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>8</u> （ 現行どおり ）</p> <p>第 4 章 報告及び公表等</p> <p>第 1 節 <u>認可業務による取引所外売買以外の取引所外売買の報告及び公表等</u></p> <p>（売買等の報告）</p> <p>第 7 条 会員は、同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み（以下「申込み」という。）を行った場合（<u>当該申込みを認可業務により行った場合を除く。</u>）には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。</p> <p>1・2 （ 現行どおり ）</p> <p>3 申込みに係る価格（細則で定める申込み</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～3 （ 省 略 ）</p> <p>4 報告公表システム</p> <p><u>本協会が管理運営する取引所外売買に関する価格情報等報告公表システムをいう。</u></p> <p>5・6 （ 省 略 ）</p> <p><u>7</u> <u>PTSシステム</u></p> <p><u>本協会が管理運営する私設取引システム価格情報等報告公表システムをいう。</u></p> <p><u>8</u> （ 省 略 ）</p> <p><u>9</u> （ 省 略 ）</p> <p>第 4 章 報告及び公表</p> <p>第 1 節 <u>PTSシステムを通じない取引所外売買の報告及び公表</u></p> <p>（売買等の報告）</p> <p>第 7 条 会員は、同時に多数の者に対し、取引所金融商品市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込み（以下「申込み」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。</p> <p>1・2 （ 省 略 ）</p> <p>3 申込みに係る価格（細則で定める申込み</p>

改 正 案	現 行
<p>に係る価格であって、買いに係る申込みにあつては当該銘柄中最も高いものを、売りに係る申込みにあつては当該銘柄中最も低いものをいう。以下同じ。)</p>	<p>に係る価格であって、買いに係る申込みにあつては当該銘柄中最も高いものを、売りに係る申込みにあつては当該銘柄中最も安いものをいう。)</p>
<p>4・5 (現行どおり)</p>	<p>4・5 (省 略)</p>
<p>2 会員は、取引所外売買が成立した場合(当該取引所外売買が認可業務により成立した場合を除く。)には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。</p>	<p>2 会員は、取引所外売買が成立した場合には、次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。</p>
<p>1 (現行どおり)</p>	<p>1 (省 略)</p>
<p>2 売買価格(細則で定める売買価格をいう。以下同じ。)</p>	<p>2 売買価格(細則で定める売買価格をいう。)</p>
<p>3～9 (現行どおり)</p>	<p>3～9 (省 略)</p>
<p>3 (現行どおり)</p>	<p>3 (省 略)</p>
<p>(売買等の報告の訂正又は取消し)</p>	<p>(売買等の報告の訂正又は取消し)</p>
<p>第 8 条 (現行どおり)</p>	<p>第 8 条 (省 略)</p>
<p>2 前条第 2 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であつて、次の各号に掲げる訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムに代えて、所定の<u>方法</u>により報告しなければならない。</p>	<p>2 前条第 2 項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であつて、次の各号に掲げる訂正又は取消しを行おうとする場合には、報告公表システムに代えて、所定の<u>報告書類</u>により報告しなければならない。</p>
<p>1～3 (現行どおり)</p>	<p>1～3 (省 略)</p>
<p>(売買価格等の公表等)</p>	<p>(売買価格等の公表等)</p>
<p>第 9 条 (現行どおり)</p>	<p>第 9 条 (省 略)</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省 略)</p>
<p>3 <u>本協会は、第 7 条第 1 項の報告及び前条に規定する報告のうち申込みに係るものに基づき、上場株券等の銘柄別の申込みに係る価格及び数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>4 本協会は、第 7 条第 2 項の<u>報告及び前条に規定する報告のうち売買に係るものに基づき、上場株券等の種類毎の売買数量、銘柄別</u></p>	<p>3 本協会は、第 7 条第 2 項及び前条に規定する報告のうち<u>売買に係るものの報告に基づき、上場株券等の種類毎の売買数量及び銘柄</u></p>

改正案	現 行
<p>の売買価格及び売買数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。</p>	<p>別の売買価格、<u>売買数量を日々取りまとめ、</u>会員へ通知するとともに、公表する。</p>
<p>第 2 節 認可業務による取引所外売買の報告及び公表等</p>	<p>第 2 節 P T Sシステムを通じた取引所外売買の報告及び公表</p>
<p>(申込みの報告)</p>	<p>(申込みの報告)</p>
<p>第 10 条 認可会員は、認可業務により申込みを行った場合には、<u>次の各号に掲げる事項を、報告公表システムを通じて、本協会に報告しなければならない。</u></p>	<p>第 10 条 認可会員は、認可業務により申込みを行った場合には、<u>第 7 条第 1 項各号に掲げる事項を、P T Sシステムを通じて、本協会に報告しなければならない。</u></p>
<p>1 銘柄名</p> <p>2 申込みに係る売り又は買いの別</p> <p>3 申込みに係る価格のうち、次に掲げるもの</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>イ 買いに係る申込みにあつては、当該申込みを行った日における当該銘柄中最も高いもの</p>	
<p>ロ 売りに係る申込みにあつては、当該申込みを行った日における当該銘柄中最も低いもの</p>	
<p>4 前号イ又はロの申込みに係る数量</p> <p>5 その他本協会が必要と認める事項</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>2 前項の報告は、<u>申込みを行った日の翌営業日の午前 8 時 30 分までに行わなければならない。</u></p>	<p>2 前項の報告は、<u>申込み後 5 分以内に行わなければならない。</u></p>
<p>(削 る)</p>	<p>3 <u>第 1 項により報告した申込みを取り下げた場合には、P T Sシステムを通じて、その旨を報告しなければならない。</u></p>
<p>(削 る)</p>	<p>4 <u>午後 11 時 59 分までに報告した申込みを翌日以降も継続しようとする場合は、当該翌日以降速やかに、改めて、P T Sシステムを通じて当該申込みを報告しなければならない。</u></p>
<p>(削 る)</p>	<p>5 <u>第 6 条の規定により売買の停止が行われた銘柄について、その売買が再開された後に申込みを行う場合は、改めて、P T Sシステ</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>3</u> <u>報告公表システム</u>の稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事由により、第1項の報告が行えない<u>場合には、</u>所定の<u>方法</u>により報告しなければならない。</p> <p>(売買の報告)</p> <p>第11条 認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第7条第2項各号に掲げる事項を、<u>報告公表システム</u>を通じて、本協会に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告は、<u>売買を成立させた日の翌営業日の午前8時30分まで</u>に行わなければならない。</p> <p>3 前条第3項の規定は、前2項の規定による売買の報告について準用する。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(売買等の報告の訂正又は取消し)</p> <p>第12条 認可会員は、第10条第1項の規定に基づき行った申込みの報告及び前条第1項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする<u>場合には、</u>報告公表システムを通じて、速やかに報告しなければならない。</p> <p>2 <u>第10条第1項の規定に基づき行った申込みの報告及び前条第1項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であって、申込み又は売買が行われた日の翌営業日の午前8時30分後に当該訂正又は取消しを行おうとする場合には、</u>報告公表システムに代えて、所定の<u>方法</u>により報告しなければならない。</p> <p>3 認可会員は、第10条第3項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基</p>	<p><u>ム</u>を通じて当該申込みを報告しなければならない。</p> <p><u>6</u> <u>P T Sシステム</u>の稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事情により、第1項及び第3項の報告が行えない<u>場合、</u>所定の<u>報告書類</u>により報告しなければならない。</p> <p>(売買の報告)</p> <p>第11条 認可会員は、認可業務により成立させた売買について、第7条第2項各号に掲げる事項を、<u>P T Sシステム</u>を通じて、本協会に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告は、<u>売買成立後5分以内</u>に行わなければならない。</p> <p>3 前条第6項の規定は、前2項の規定による売買の報告について準用する。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(売買等の報告の訂正又は取消し)</p> <p>第12条 認可会員は、第10条第1項の規定に基づき行った申込みの報告及び前条第1項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行おうとする<u>場合は、</u><u>P T Sシステム</u>を通じて、速やかに報告しなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定に基づき行った売買の報告の訂正又は取消しを行う場合であって、売買が行われた日の<u>翌日以降</u>に当該訂正又は取消しを行おうとする<u>場合は、</u><u>P T Sシステム</u>に代えて、所定の<u>報告書類</u>により報告しなければならない。</p> <p>3 認可会員は、第10条第6項(前条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基</p>

改 正 案	現 行
<p>づき行った報告又は取消しを行おうとする場合には、<u>所定の方法</u>により速やかに報告しなければならない。</p> <p>4 認可会員は、<u>報告公表システムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事由により</u>、第1項に規定する報告が行えない場合には、<u>所定の方法</u>により速やかに報告しなければならない。</p> <p>(<u>売買価格等の公表等</u>)</p> <p>第14条 本協会は、認可会員から第10条第1項の報告又は第12条第1項に規定する報告のうち<u>申込みに係るものを受けた場合には</u>、<u>次の各号に掲げる事項を、遅滞なく認可会員に通知する。</u></p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>申込みに係る価格のうち、第10条第1項第3号イ又はロに規定するもの</u></p> <p>4 <u>申込みに係る数量のうち、第10条第1項第4号に規定するもの</u> (削 る)</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>2 本協会は、認可会員から第11条第1項の報告又は第12条第1項に規定する報告のうち<u>売買に係るものを受けた場合には</u>、<u>次の各号に掲げる事項を、遅滞なく認可会員に通知する。</u></p> <p>1～5 (現行どおり) (削 る) (削 る)</p> <p>3 <u>本協会は、第10条第1項の報告及び第12条に規定する報告のうち申込みに係るもの</u></p>	<p>き<u>報告書類により</u>行った報告又は取消しを行おうとする場合は、<u>所定の報告書類</u>により速やかに報告しなければならない。</p> <p>4 認可会員は、<u>P T Sシステムの稼働が休止し又は稼働に支障が生じ</u>、第1項に規定する報告が行えない場合には、<u>所定の報告書類</u>により速やかに報告しなければならない。</p> <p>(<u>売買価格及び申込みの公表等</u>)</p> <p>第14条 本協会は、認可会員から第10条第1項又は第12条第1項に規定する報告のうち<u>申込みに係るものに基づく報告を受けた場合は</u>、<u>次に掲げる事項を、直ちに認可会員に通知するとともに</u>、<u>P T Sシステムのウェブサイトにおいて、公表する。</u></p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 申込みに係る価格</p> <p>4 申込みに係る数量</p> <p>5 <u>申込みの時刻</u></p> <p>6 (省 略)</p> <p>2 本協会は、認可会員から第11条第1項及び第12条第1項に規定する報告のうち<u>売買に係るものに基づく報告を受けた場合は</u>、<u>次に掲げる事項を、速やかに認可会員に通知するとともに</u>、<u>P T Sシステムのウェブサイトにおいて、公表する。</u></p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>3 <u>本協会は、前2項の公表に当たっては、認可会員間での比較が可能な形で行う。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項の公表を行ったのち、当該内容に修正が生じた場合は</u>、<u>本協会は直ちにこれを修正し、公表する。</u> (新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>に基づき、上場株券等の銘柄別の申込みに係る価格及び数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。</u></p> <p>4 <u>本協会は、第 11 条第 1 項の報告及び第 12 条に規定する報告のうち売買に係るものに基づき、上場株券等の種類毎の売買数量、銘柄別の売買価格及び売買数量その他本協会が必要と認める事項を日々取りまとめ、公表する。</u></p> <p>(報告公表システムの利用の届出) 第 15 条 認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、<u>報告公表システム</u>を通じて報告しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、<u>報告公表システム</u>を通じて報告することを取り止める場合には、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</p> <p>第 16 条 削除</p> <p>(報告公表システムの利用停止) 第 17 条 本協会は、投資者の保護及び<u>報告公表システム</u>の管理運営に支障をきたすおそれがあると認められる<u>場合には</u>、認可会員による<u>報告公表システム</u>の利用を停止することができる。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(PTSシステム利用の届出) 第 15 条 認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、<u>PTSシステム</u>を通じて報告しようとする場合は、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 認可会員が認可業務により行った申込み及び成立させた売買について、<u>PTSシステム</u>を通じて報告することを取り止める場合には、あらかじめ、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。</p> <p>(PTSシステム負担金) 第 16 条 <u>認可会員は、PTSシステムを通じて行った第10条及び第11条の規定に基づく報告に関し、本協会に対し、PTSシステム負担金を支払わなければならない。</u></p> <p>(PTSシステムの利用停止) 第 17 条 本協会は、投資者の保護及び<u>PTSシステム</u>の管理運営に支障をきたすおそれがあると認められる<u>場合は</u>、認可会員による<u>PTSシステム</u>の利用を停止することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p data-bbox="177 244 769 324">第 3 節 認可業務による取引所外売買に係る売買価格等の閲覧</p> <p data-bbox="193 387 783 468"><u>(認可業務による申込みに係る価格等の閲覧)</u></p> <p data-bbox="164 483 783 707"><u>第 17 条の 2 認可会員は、認可業務により申込みを行った場合には、細則で定める方法により、申込み後 5 分以内に、次の各号に掲げる事項を閲覧することができる状態に置かなければならない。</u></p> <ol data-bbox="193 723 699 994" style="list-style-type: none"> 1 銘柄名 2 申込みに係る売り又は買いの別 3 申込みに係る価格 4 申込みに係る数量 5 申込みの時刻 6 その他本協会が必要と認める事項 <p data-bbox="164 1010 783 1137"><u>2 認可会員は、前項の状態に置いた申込みに係る同項各号に掲げる事項について、正確かつ最新の内容に保たなければならない。</u></p> <p data-bbox="164 1153 783 1330"><u>3 認可会員は、申込みに係る第 1 項各号に掲げる事項について、他の認可会員との間での比較が可能な形で、前 2 項の規定による措置をとることとする。</u></p> <p data-bbox="164 1346 783 1615"><u>4 認可会員は、本協会がやむを得ないと認める事由として細則で定める事由により、申込みに係る第 1 項各号に掲げる事項について、前 3 項の規定による措置をとることができない場合には、当該事由の消滅後速やかに、当該措置をとらなければならない。</u></p> <p data-bbox="164 1630 783 1758"><u>5 前各項に定めるもののほか、この条の規定による措置に関し、認可会員が遵守しなければならない事項は、本協会が別に定める。</u></p> <p data-bbox="193 1821 699 1856"><u>(認可業務による売買価格等の閲覧)</u></p> <p data-bbox="164 1872 783 2000"><u>第 17 条の 3 認可会員は、認可業務により売買を成立させた場合には、細則で定める方法により、売買成立後 5 分以内に、次の各号に</u></p>	<p data-bbox="1002 244 1235 280">(新 設)</p> <p data-bbox="1002 483 1235 519">(新 設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>掲げる事項を閲覧することができる状態に置かなければならない。</u></p> <p>1 <u>銘柄名</u></p> <p>2 <u>売買価格</u></p> <p>3 <u>売買数量</u></p> <p>4 <u>売買成立日時</u></p> <p>5 <u>その他本協会が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前条（第1項を除く。）の規定は、前項に規定する認可会員が認可業務により売買を成立させた場合について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">平成 19 年 9 月 18 日改正付則</p> <p><u>この改正は、平成19年 9 月30日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 削 る ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">平成 19 年 9 月 18 日改正付則</p> <p>1 <u>この改正は、平成19年 9 月30日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第16条のPTSシステム負担金は、当分の間、徴収しないものとする。</u></p>

「「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」に関する細則」
の一部改正について（案）

平成 26 年 5 月 27 日
（下線部分改正）

改 正 案	現 行
<p>（売買価格等）</p> <p>第 4 条 （ 現行どおり ） （ 削 る ）</p> <p>（売買価格等の公表等）</p> <p>第 5 条 本協会は、規則第 9 条第 1 項各号及び第 2 項各号並びに第 14 条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる事項を会員に通知するときは、報告公表システムの外部接続による方法又はこれに準じた方法により行うものとする。</p> <p>2 本協会は、規則第 9 条第 3 項及び第 14 条第 3 項の規定に基づき日々取りまとめ、公表する一日の申込みに係る価格及び数量等に係る情報については、申込みが行われた日の翌営業日の午前 8 時 30 分までに報告公表システムを通じて報告が行われたものを、当該翌営業日の午前 11 時 00 分までに、報告公表システム又はこれに準じた方法により、公表する。</p> <p>3 本協会は、規則第 9 条第 4 項及び第 14 条第 4 項の規定に基づき日々取りまとめ、公表する一日の売買価格及び売買数量等に係る情報については、売買が成立した日の翌営業日の午前 8 時 30 分までに報告公表システムを通じて報告が行われたものを、当該翌営業日の午前 11 時 00 分までに、報告公表システム又はこれに準じた方法により、公表する。</p>	<p>（売買価格等）</p> <p>第 4 条 （ 省 略 ）</p> <p>2 前項の規定は、規則第 9 条第 1 項第 3 号に掲げる申込みに係る価格及び同条第 2 項第 2 号に掲げる売買価格について準用する。</p> <p>（売買価格等の公表等）</p> <p>第 5 条 本協会は、規則第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同項各号の事項を会員へ通知するときは、報告公表システムの外部接続による方法又はこれに準じた方法により行うものとする。</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>2 規則第 9 条第 3 項に基づき日々取りまとめ、公表する一日の売買価格、売買数量の情報は、報告公表システムの稼働時間中に報告公表システムを利用して報告が行われたものを速報として翌営業日の午前 11 時 00 分までに、報告公表システムの稼働時間以外の報告を含めたものを確定情報として翌々営業日の午前 11 時 00 分までに、報告公表システム又はこれに準じた方法により、それぞれ通知</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>(認可業務による申込みに係る価格等の閲覧)</u></p> <p><u>第 7 条 規則第 17 条の 2 第 1 項及び第 17 条の 3 第 1 項に規定する細則で定める方法は、報告公表システムのウェブサイトを利用する方法とする。</u></p> <p><u>2 規則第 17 条の 2 第 4 項（同第 17 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する細則で定める事由は、報告公表システムの稼働の休止又は支障の発生その他本協会がやむを得ないと認める事由とする。</u></p> <p><u>3 認可会員は、規則第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 の規定による措置に関し、第 1 項に規定する報告公表システムのウェブサイトを利用することについて、本協会に対し、負担金を支払わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p> <p>2 第 7 条第 3 項の負担金は、当分の間、徴収しないものとする。</p>	<p>するとともに、公表する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に係る通知に関するガイドライン」
の一部改正について（案）

平成 26 年 5 月 27 日
（下線部分改正）

改 正 案	現 行
<p>上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則（以下「規則」という。）第 9 条及び第 14 条並びに「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」に関する細則第 5 条に規定する通知の方法については、会員に通知する事項が記録されたファイルを報告公表システム（規則第 2 条第 4 号）に保存し、当該会員の閲覧に供することにより、当該会員が当該事項を確認することができる状態に置く方法を含むものとする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p>上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則（以下「規則」という。）第 9 条及び第 14 条並びに「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」に関する細則第 5 条に規定する通知の方法については、会員に通知する事項が記録されたファイルを報告公表システム（規則第 2 条第 4 号）<u>又は P T S システム（規則第 2 条第 7 号）</u>に保存し、当該会員の閲覧に供することにより、当該会員が当該事項を確認することができる状態に置く方法を含むものとする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>